答案用紙

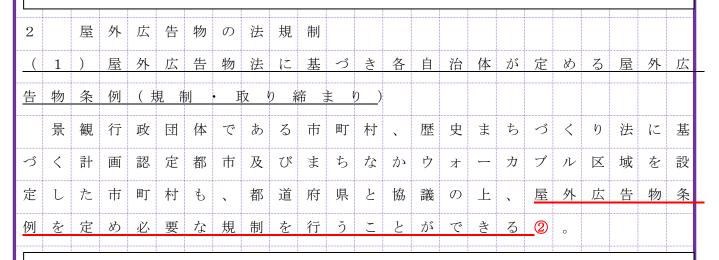
受験番号 ●受験番号、技術部門、選択科目、専門とする事項及で										 卡部			Н										
●受験畑け心	番号、	技術部	門、選	択科目	、専門	とする	事項及	び問題	番号の			尺科目											
	題番5								<i>₩₩-</i> }			する		₹. Æ:	始の物	urkı) z.i	/ 学司		: > L				
	退街 /	ש	ш -			-		0		の記入	は、1 -	(1 X マスに・	. は2) つき13	を尽 文字と「	飲の件 すること	りに と。なま	かり配 3、英 ^年	八りる 字・数章)こと。 字は1~	マスに 2	文字を	目安と	する。
2	0	2	4		Π	—	1	(景	観)												
2		屋	外	広	告	物	の	定	義	논	法	規	制	を	述	ベ	ょ						

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1		屋	外	広	告	物	の	定	義	_①													
	常	時	又	は	_	定	の	期	間	継	続	l	屋	外	で	`	公	衆	に	表	示	さ	れ
る	ŧ	の	で	以	下	の	Ł	の															
(1)	看	板	`	立	看	板	`	は	り	紙	及	び	は	り	札						
(2)	広	告	塔	`	広	告	板	`	建	物	そ	の	他	の	工	作	物	等	に	掲	出
さ	れ	`	又	は	表	示	さ	れ	た	Ł	の												
(3)	(1)	`	(2)	に	類	す	る	Ł	の								

① 選択科目は知識が問われます。屋外広告物法の第二条では、『「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。』とあります。内容は、合致しておりますので問題ありません。あとは、スペースの問題と箇条書きに対する評価がどうなるかといったところです。箇条書きのリスクを回避するのであれば、条文のままで良いでしょう。また、上記のままであっても、主語(屋外広告物とは)は書きましょう。



② 問われていることは法規制とありますので、法を根拠にした規制内容を書くのではありませんか。 つまり、文中にある「必要な規制」を具体に説明すべきです。条例ですので一律に解答できません が、規制できる主な内容を例示するなどで説明してはいかがでしょうか。

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

○/J+ I	1 1M3 +>	HED VIO	., -	2 . ((=	- (1	<i>,</i> , ,	- / 🐷		0444	<i>,</i>	<i>></i> / 1	100 1	<i>></i> . (C	2 又于	СНУ	· C /	٥٠٥						
	2)	景	観	法	_																	
	景	観	計	画	に	お	け	る	制	限													
(3)	都	市	計	画	法	_															
	地	区	計	画	に	ょ	る	制	限														
(4)	建	築	基	準	法	_															
	屋	外	広	告	物	に	は	防	火	措	置	と	し	て	`	不	燃	材	料	の	使	用	が
義	務	付	け	Ġ	れ	て	٧١	る															
(5)	文	化	財	保	護	法															
	伝	統	的	建	造	物	保	存	地	区	に	お	け	る	規	制							
	6)	自	然	公	園	法	_															
	特	別	地	域	`	普	通	地	域	の	規	制		3							以	上	

③ (2)以降は、単に法律を並べているだけに見えます。②のとおり、規制できる内容を書きましょう。各種計画における規制内容、地域・地区設定を行うとどのような規制があるのか説明しましょう。また、①のとおり、箇条書きはリスクがありますので、(1)と同様に文章で記述した方が良いと思います(表現方法の統一の観点からも文章表現が望ましいです)。

